

広島県警察の組織の改編に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年2月25日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第1号

広島県警察の組織の改編に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地域部の分課) 第3条の2 地域部に、次の2課を置く。 地域課 通信指令課 (刑事部の分課) 第3条の3 刑事部に、次の <u>9課</u> を置く。 刑事総務課 <u>捜査支援分析課</u> 捜査第一課 捜査第二課 捜査第三課 組織犯罪対策第一課 組織犯罪対策第二課 組織犯罪対策第三課 鑑識課 (地域課の分掌事務) 第15条 略 (1) 略 <u>(2)～(4) 略</u> <u>(5) 警ら用無線自動車による警らの実施及び事件、事故等に対する必要に応じた初動措置に関すること。</u> <u>(6) 鉄道警察隊の運営に関する規則(昭和62年国家公安委員会規則第3号)第3条第2項各号に掲げる事務に関すること。</u> <u>(7)・(8) 略</u>	(地域部の分課) 第3条の2 地域部に、次の2課 <u>及び2隊</u> を置く。 地域課 通信指令課 <u>自動車警ら隊</u> <u>鉄道警察隊</u> (刑事部の分課) 第3条の3 刑事部に、次の <u>8課及び1隊</u> を置く。 刑事総務課 捜査第一課 捜査第二課 捜査第三課 組織犯罪対策第一課 組織犯罪対策第二課 組織犯罪対策第三課 鑑識課 <u>機動捜査隊</u> (地域課の分掌事務) 第15条 略 (1) 略 <u>(2) 列車その他の交通機関への警乗に関すること(鉄道警察隊の所掌に属するものを除く。)</u> <u>(3)～(5) 略</u> <u>(6)・(7) 略</u>

(刑事総務課の分掌事務)

第18条 略

(1)～(6) 略

(7)～(10) 略

(捜査支援分析課の分掌事務)

第18条の2 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪に係る情報の総合的な分析に関すること。

(2) 犯罪に係る画像収集等の捜査支援に関すること。

(3) 指名手配被疑者の追跡捜査に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

(4) 犯罪手口に関すること。

(5) 事件、事故等の初動捜査活動及び犯罪多発地域における機動捜査活動の実施に関すること。

第18条の3・第18条の4 略

(捜査第三課の分掌事務)

第18条の5 略

(1)・(2) 略

(3) 略

第18条の6～第18条の9 略

(高速道路交通警察隊の分掌事務)

第22条の2 略

(1) 高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道、一般国道2号広島岩国道路、一般国道2号西広島バイパス(指定自動車専用道路部分)、一般国道2号木

(自動車警ら隊の分掌事務)

第17条 自動車警ら隊は、警ら用無線自動車による警らを行い、必要に応じ、事件、事故等に対する初動措置に当たる。

(鉄道警察隊の分掌事務)

第17条の2 鉄道警察隊においては、鉄道警察隊の運営に関する規則(昭和62年国家公安委員会規則第3号)第3条第2項各号に掲げる事務をつかさどる。

(刑事総務課の分掌事務)

第18条 略

(1)～(6) 略

(7) 指名手配被疑者の追跡捜査に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

(8)～(11) 略

第18条の2・第18条の3 略

(捜査第三課の分掌事務)

第18条の4 略

(1)・(2) 略

(3) 犯罪手口に関すること。

(4) 略

第18条の5～第18条の8 略

(機動捜査隊の分掌事務)

第18条の9 機動捜査隊は、事件・事故の初期的捜査活動及び犯罪多発地域における機動捜査活動に当たる。

(高速道路交通警察隊の分掌事務)

第22条の2 略

(1) 高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道、一般国道2号広島岩国道路、一般国道2号木原道路、一般国道2号尾道バイパス・松永道路(指定自動

原道路、一般国道2号尾道バイパス・松永道路（指定自動車専用道路部分）、一般国道31号広島呉道路、一般国道317号西瀬戸自動車道、一般国道375号東広島・呉自動車道及び一般国道375号東広島高田道路並びに広島高速1号線、広島高速2号線、広島高速3号線、臨港道路出島海田線海田大橋、県道61号（自動車専用道路部分）及び広島市道広島南道路（指定自動車専用道路部分）をいう。以下同じ。）における道路交通関係法令違反の取締りに関すること。 (2)～(6) 略	車専用道路部分）、一般国道31号広島呉道路、一般国道317号西瀬戸自動車道、一般国道375号東広島・呉自動車道及び一般国道375号東広島高田道路並びに広島高速1号線、広島高速2号線、広島高速3号線、臨港道路出島海田線海田大橋、県道61号（自動車専用道路部分）及び広島市道広島南道路（指定自動車専用道路部分）をいう。以下同じ。）における道路交通関係法令違反の取締りに関すること。 (2)～(6) 略
---	---

（警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正）

第2条 警察職員の定員の配分に関する規則（昭和35年広島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	警察官						警察官 以外の 職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計		
警察本部	90	163	535	459	319	1,566	360	1,926
警 察 署	63	171	982	1,110	1,297	3,623	160	3,783
計	153	334	1,517	1,569	1,616	5,189	520	5,709

第3条 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

360	1,926
160	3,783

を

364	1,930
156	3,779

に改める。

（広島県道路交通法施行細則の一部改正）

第4条 広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（高速自動車国道等における権限） 第22条 法第114条の3の規定により、法の規定による警察署長の権限に属する事務のうち、 <u>高速自動車国道、一般国道2号広島岩国道路、</u>	（高速自動車国道等における権限） 第22条 法第114条の3の規定により、法の規定による警察署長の権限に属する事務のうち、 <u>高速自動車国道、一般国道2号広島岩国道路、</u>

一般国道2号西広島バイパス（指定自動車専用道路部分）、一般国道2号木原道路、一般国道2号尾道バイパス・松永道路（指定自動車専用道路部分）、一般国道31号広島呉道路、一般国道317号西瀬戸自動車道、一般国道375号東広島・呉自動車道及び一般国道375号東広島高田道路並びに広島高速1号線、広島高速2号線、広島高速3号線、臨港道路出島海田線海田大橋、県道61号（自動車専用道路部分）及び広島市道広島南道路（指定自動車専用道路部分）に係るものは、交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。	一般国道2号木原道路、一般国道2号尾道バイパス・松永道路（指定自動車専用道路部分）、一般国道31号広島呉道路、一般国道317号西瀬戸自動車道、一般国道375号東広島・呉自動車道及び一般国道375号東広島高田道路並びに広島高速1号線、広島高速2号線、広島高速3号線、臨港道路出島海田線海田大橋、県道61号（自動車専用道路部分）及び広島市道広島南道路（指定自動車専用道路部分）に係るものは、交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。
--	---

附 則

この公安委員会規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年3月24日から施行する。